

令和7年 2 月 12 日
北 九 州 市

受注者各位

建設業法等改正に係る現場技術者の専任合理化について

令和6年12月13日施行の建設業法及び建設業法施行令改正により、「監理技術者等の専任工事現場の兼任(専任特例1号)」及び「営業所技術者等の専任工事現場の兼任」の制度が設けられました。

制度の詳細は、下記の国土交通省のウェブサイトをご確認ください。

本市においては、緩和要件・運用の詳細は、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を活用することとします。

様式は、下記ウェブサイトから「人員配置を示す計画(参考様式)」をダウンロードして使用してください。

なお、施工中の工事において、専任技術者が他の工事現場と兼任することについては、発注者と受注者間で協議を行うこととし、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じた措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう留意してください。

■監理技術者等の専任義務の合理化・営業所技術者等の職務の特例<外部リンク>
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html)

<問い合わせ先>
技術監理局契約制度課 電話582-2545